

日本大学櫻丘高等学校いじめ防止対策基本方針

平成 26 年 5 月 14 日施行

令和 2 年 4 月 1 日改定

1. 本校の考え方

いじめとは「当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものとする。」(いじめ防止対策推進法第 2 条)と定義されている。いじめの様態は冷やかしやからかい、悪口や陰口、仲間外し、無視、物隠し、落書き、意地悪といった嫌がらせ行為等の多岐にわたり、時には暴力を伴うものや恐喝等も含まれる。近年は SNS を通じた嫌がらせや、不適切な画像を掲載するといった内容が大きな問題となっている。

「いじめ」はいじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。どの生徒にも起こり得り、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校教育全体を通じ、生徒に「いじめは決して許されない」ことを強く訴え理解を促すとともに、生徒に豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係の構築の重要性を意識させ、生徒の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための心の育成や、いじめを許さない意識を育てる。

2. 目的

いじめの未然防止・早期発見・適切な対応及び再発防止を目指し、生徒が安心して学ぶことが出来る学校づくりの推進を目的とする。

3. 基本姿勢及び具体的な取り組み

(1)いじめの未然防止(いじめは許されないという姿勢を示す)

①「日本大学いじめ防止対策リーフレット」を活用し、教員・保護者・生徒にいじめは絶対に許さないという基本姿勢を周知する。

②教育活動全体を通じ、人権教育を充実させ、他者への思いやりの意識の高揚を図る。

③日頃よりいじめの疑いがある行為を報告し、組織的に報告することが重要であり、教員研修を充実させ、教職員がいじめに関する共通理解を持ち、報告及び記録の重要性についての意識を涵養し、適切に対処できる能力を養う。

④ネットリテラシー講座等を通じ、生徒一人一人に情報発信者としての自覚を持ち、その危険性や情報モラルの重要性を認識させる。

(2)いじめの早期発見

①挨拶の励行や声かけを通じて生徒の理解・掌握に努め、些細な兆候を見逃さないようにする。

②「学校生活アンケート」や個人面談を活用し、生徒の小さなサインを見逃すことがないように注意を払う。

③相談体制の整備:担任及び学年会・クラブ顧問・保健室・スクールカウンセラー・生活指導部が窓口となり、わずかな変化も見逃さないように連携を取りながら生徒の掌握と情報の共有に努める。

④いじめの認知あるいは疑いがある場合は、速やかに学校長に報告をし、情報の収集に努め、組織的に対応する。

(3)いじめの迅速かつ適切な対応

①生徒・保護者・教員から、いじめの発見・通報を受けた場合又は生徒の変化や小さなサイン等を認めた場合は、担任や担当教員がひとりで抱え込まず、学年の教員で相談し、組織で情報共有し、対応にあたるとともにその内容を学校長に報告する。

②学校長は報告を受けた事案について、事態に即した複数の教員によるチームを編成し、事実についての調査を行い、内容を学校長に報告するよう命ずる。

③報告を受け、学校長は直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集し、調査報告内容を共有・精査し、いじめとして認定すべきかを審議する。いじめと判断した場合は、その対応策を協議する。(いじめの内容が重大事態である場合の対応については別途記載する。)

④事実確認はプライバシーに配慮しつつ可能な限り詳細に行う。

⑤被害生徒を守るという姿勢で対応する。

⑥加害生徒には教育的配慮の下に毅然とした姿勢で指導する。確認した事実関係を、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、適切な助言を行う。

(4)保護者・関係機関・大学本部との連携

①保護者に対して事実を明らかにし、必要な情報を提供し、被害に遭った生徒を守るための協力関係を構築する。

②関係機関及び大学本部へ報告し、情報の共有と適切な対処のための協力体制を構築する。

(5)原因の究明と再発防止策の策定

①取り組み全般を点検・検証し、いじめ案件が何故発生したのか、何故防止できなかったのかを改めて検討し、再発防止策を策定し、実行する。

4. いじめ防止対策委員会について

(1)構成員は次のとおりとする。

学校長、教頭、事務課長、教務部主任、生活指導部主任、生活指導部副主任、保健衛生部主任、学年主任、関係学級担任他

(2)委員会の担う役割は以下のとおりとする。

①日本大学及び日本大学櫻丘高等学校いじめ防止対策基本方針に基づく取り組みを実施する。

②いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有

化, 関係生徒への聞き取り調査, 指導や支援の体制・対応方針の決定, 関係部署との連携等の対応を検討し実行する。

③重大な事態が発生した場合, この委員会が中心となってプロジェクトチームを編成する。

④重大な事態が発生し, 学校がその調査を行う場合は, 文理学部及び日本大学本部と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。

5. 重大事態について

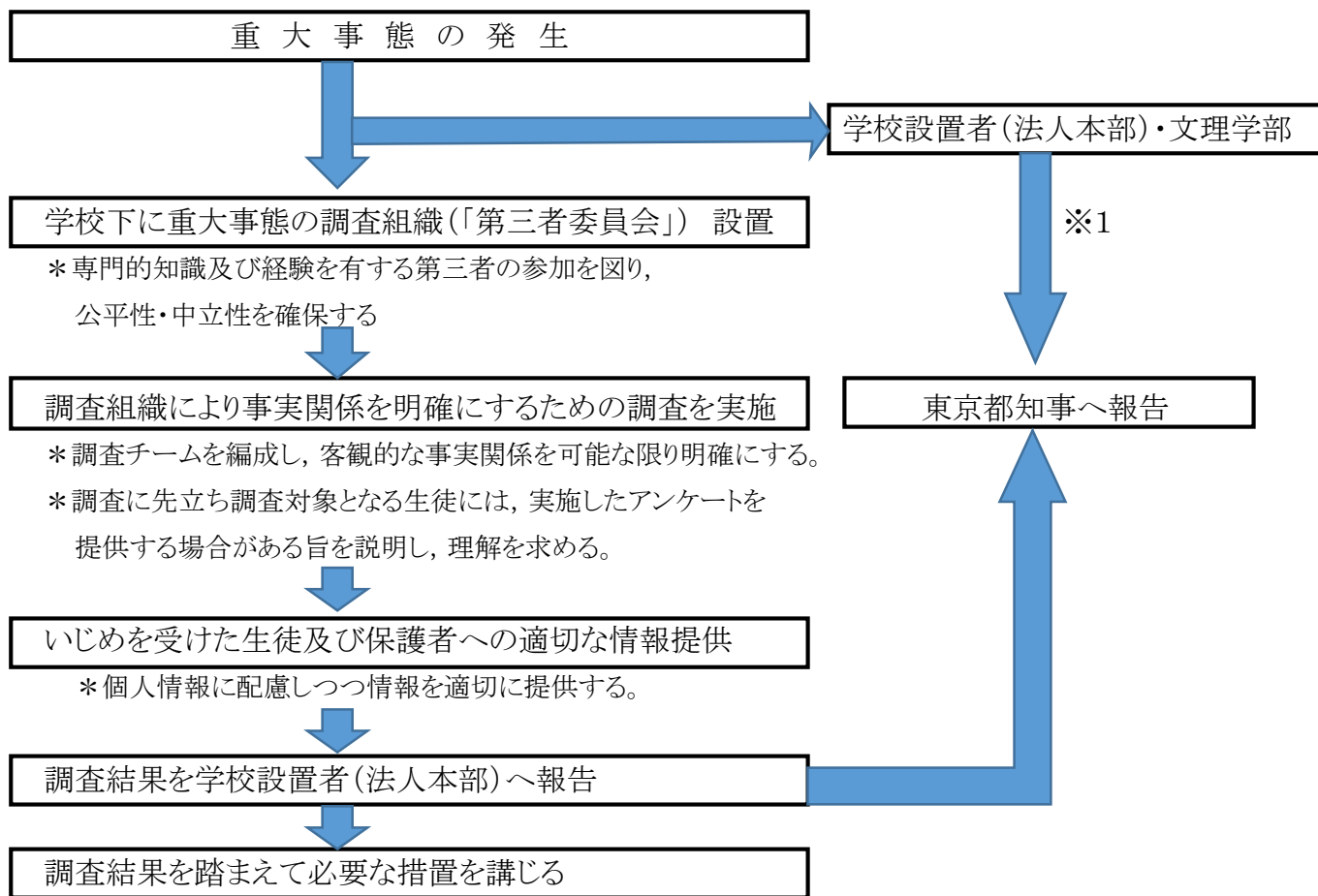
重大事態とは①被害を受けた生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があると認めるとき及び
※②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指すものである。(いじめ防止対策推進法第 28 条)

重大事態が生じた場合は, 速やかに文理学部及び学校設置者(日本大学法人本部)へ報告し, 学校設置者(法人本部)から東京都知事へ報告することとする。調査については上記4-③記載の通りいじめ防止対策委員会が調査の母体となりプロジェクトチームを編成してこれにあたる。更に事案に応じて適切な専門家を加えて第三者委員会を立ち上げ, 対応することとする。

※文部科学省 いじめ防止対策推進法「重大事態」の解説より

5-②不登校重大事態の場合, 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから, 重大事態に至るよりも相当前の段階から踏み込んだ準備作業(関係生徒からの聴取, アンケート調査の実施など)を行う必要がある。

◎重大事態対応フローチャート



文部科学省 いじめ防止対策推進法「重大事態」の解説より

※1 私立学校は、当該学校の設置者を經由して当該学校を所轄する都道府県知事へ報告することと定められている。報告は「直ちに」とされており、具体的には、自殺等重大事態の場合は判断した当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましいとされている。